

記入例

農地所有適格法人報告書

提出年月日

令和 〇 年 〇 月 〇 〇 日

本宮市農業委員会会長 様

主たる事業所の所在地
名称及び代表者氏名

本宮市荒井字〇〇〇 1 - 1

株式会社 〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

押印は不要

担当者 総務 〇〇 〇〇

電話番号 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

【次の書類を添えて提出】

- ☐ 定款の写し ☐ 決算書の写し
- ☐ 組合員名簿または株主名簿の写し
(出資口数・金額がわかるもの)
- ☐ 参考書類(総会資料・議事録等)

農地法第6条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

この報告書は、法人の事業年度終了後、3カ月以内に提出願います。

法人の事業年度

記

- 1 報告事業年度 令和 〇 年 〇 月 〇 日 ~ 令和 〇 年 〇 月 〇 〇 日
- 2 法人の概要

経営面積	農地所有の有無	有 ・ 無		
	田	5,500 m ²	うち本宮市内	3,500 m ²
	畑	7,123 m ²	うち本宮市内	2,123 m ²
	採草放牧地	m ²	うち本宮市内	m ²
法人形態		株式会社		

- 3 農地法第2条第3項第1号関係

(1) 事業の種類

	農 業		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
実績	米、大根、春菊 など	農産物の製造・加工、販売 など	造園、除雪
翌事業年度の計画	米、大根、春菊 など	農産物の製造・加工、販売 など	造園、除雪

売上の50%を占めるもの又は、売上が多いものから3種類を記入

無いときは、記入不要

農事組合法人は、農業・農業関連事業以外の事業を営みません。

(2) 売上高

年 度	農 業	左記農業に該当しない事業
報告対象年度の2年前(実績)	前々期決算額 〇,〇〇〇,〇〇〇円	〇,〇〇〇,〇〇〇円
報告対象年度の1年前(実績)	前期決算額 〇,〇〇〇,〇〇〇円	〇,〇〇〇,〇〇〇円
報告対象年度(実績)	今期決算額 〇,〇〇〇,〇〇〇円	〇,〇〇〇,〇〇〇円
翌事業年度の計画(見込み)	次期見込額 〇,〇〇〇,〇〇〇円	〇,〇〇〇,〇〇〇円

【事業要件】 農業(関連事業を含む)の売上高が、総売上高の過半(半分より多い)を超えること。

【議決権要件】農業関係者が総議決権の半数を占めること。

ただし、株式会社や持分会社においては、総議決権または総社員の過半は、

①農地の権利提供者、②常時従事者(原則年間 150 日以上従事)、③基幹的な農作業を委託した個人、④地方公共団体、農協、農地中間管理機構等である必要がある。

4 農地法第 2 条第 3 項第 2 号関係

構成員全ての状況

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社、農業経営基盤強化促進法に基づく関連事業者等)

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	議決権の数			構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
			在留資格又は特別永住者	株主総会	種類株主総会	農地等の提供面積(㎡)		農業への年間従事日数		農作業委託の内容
						権利の種類	面積	直近実績	翌事業年度の計画	
〇〇 〇〇	本宮市〇〇	日本		40		所有権	10,000	200	200	
〇〇 〇〇〇	本宮市□□	日本		15		賃貸借	5,000	200	200	
〇〇 〇	本宮市〇〇	日本		15		賃貸借(中)	500	160	100	田植・稲刈
□ □□	本宮市〇〇	中国	特別永住者	10				100	200	

株式会社、有限会社 = 株主 を記入
合名・合資・合同会社 = 社員 を記入
農事組合法人 = 組員 を記入
※ 書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記入し、一覧表を作成して添付する

賃借権、使用賃借権など = 賃借権
中間管理機構を通じた場合 = 賃借権と記す

上記の表の「農業への年間従事日数」実績の合計を記入

株式会社、有限会社 = 株主 を記入
合名・合資・合同会社 = 社員 を記入
農事組合法人 = 組員 を記入
※ 書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記入し、一覧表を作成して添付する

賃借権、使用賃借権など = 賃借権
中間管理機構を通じた場合 = 賃借権(中)と記入

上記の表の「農業への年間従事日数」実績の合計を記入

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数	660 日
----------------------	-------

(2) 農業関係者以外の者 ((1) 以外の者)

種類株式を発行している場合は、種類株主総会での議決権の数を記入

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等		議決権の数	
		在留資格又は特別永住者	株主総会	種類株主総会	
(株)□□□□	本宮市○○	日本	20		

(1)と(2)の表の議決権の数をそれぞれ記入

	議決権の数		議決権の割合	
	株主総会	種類株主総会	株主総会	種類株主総会
(1) 農業関係者	80		80%	%
(2) 農業関係者以外の者	20		20%	%
計	100		100%	%

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成 14 年法律第 52 号)第 5 条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

「農作業」に加え、法人が行う農業(関連事業を含む)の打合せ、販売や営業、経理処理、労務管理等の業務を含む

耕うん、播種、施肥、病
害虫防除、水管理、刈取
り等、耕作または養畜に
直接必要な作業

農

氏 名	住 所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への年間従事日数			
					直近 実績	翌事業年 度の計画	直近 実績	翌事業年 度の計画
〇〇 〇〇	本宮市〇〇	日本		代表取締役	200	200	200	200
〇〇 〇〇〇	本宮市□□	日本		取締役	200	200	200	200
〇〇 〇	本宮市〇〇	日本		取締役	160	100	160	100
□ □□	本宮市〇〇	中国	特別永住者	取締役	100	200	100	200

①150 日以上の取締役が
過半を占めている

②60 日以上が
1 人以上

①理事(取締役)等の過半(半分より多く)が農業(関連事業を含む)に常時従事(原則年間150日以上)する構成員であること。

②役員または重要な使用人のうち1人以上が原則60日以上農作業に従事すること。

[illegible]

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。

(1)その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業

- ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
- イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
- ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
- エ 農業生産に必要な資材の製造
- オ 農作業の受託
- カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
- キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給

(2)農業と併せ行う林業

(3)農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

- 2 「3(1)事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。

- 3 「3(2)売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

- 4 「4(1)農業関係者」には、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の議決権の数とともに、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を括弧書きで記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

また、法人が農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第16条の3第1項に規定する認定経営発展法人である場合には、同法第16条の5に規定する提携事業者に該当する構成員の氏名又は名称に○を付してください。

- 5 「議決権の数」及び「議決権の割合」の「種類株主総会」欄には、会社法(平成17年法律第86号)第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合に記載してください。

- 6 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「4(1)農業関係者」の「農地等の提供面積(㎡)」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借権による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

- 7 3、4及び5の翌事業年度の計画の欄は、報告に係る事業年度の翌年度の計画を記載してください。

- 8 3の翌事業年度の計画、4の住所又は主たる事務所の所在地、国籍等及び翌事業年度の計画並びに5の国籍等及び翌事業年度の計画の各欄については、農地を所有する農地所有適格法人のみ記載してください(ただし、4の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。)

国籍等は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等(日本国籍の場合は「日本」)を記載するとともに、中長期在留者にあつては、在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国(内国法人の場合は、「日本」)を記載してください。

なお、5の(2)については、5の(1)の理事等のうち、法人の農業に従事する者(原則年間150日以上)であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数(原則年間60日)以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。